

宮城県自然環境整備交付金事業交付金交付要綱

(趣旨)

第1 県は、自然公園等の優れた自然環境の整備、保全、再生を図るため、市町村が行う事業に要する経費について、当該市町村に対し、予算の範囲内において自然環境整備交付金事業交付金を交付するものとし、その交付等に関しては、補助金等交付規則（昭和51年宮城県規則第36号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(対象事業及び交付金額等)

第2 自然環境整備交付金事業交付金の交付対象となる事業及び交付率は、次のとおりとする。

- (1) 交付金の交付対象事業は、県が策定する宮城県自然環境整備計画に基づき、国立公園、国定公園、長距離自然歩道（国立公園及び国定公園の区域と重複する区間を除く。）及び国指定鳥獣保護区（蒲生干潟及び伊豆沼・内沼地区に限る。）に係る区域内において市町村が実施する自然環境の整備、保全、再生事業（以下「交付対象事業」という。）とする。
- (2) 交付金の交付率は、国立公園整備事業にあつては、事業費の50%以内、国定公園等整備事業にあつては、事業費の45%以内とする。ただし、算出された額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第3 規則第3条第1項の規定による補助金等交付申請書の様式は、別記様式第1号によるものとし、その提出期限は知事が別に定める日とする。

2 規則第3条第2項の規定により補助金等交付申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 実施設計書

(交付の条件)

第4 規則第5条の規定により交付する条件は、次のとおりとする。

- (1) 交付金の交付決定を受けた交付対象事業に要する経費の配分の変更をする場合においては、別記様式第2号により知事の承認を受けること。ただし、次に掲げる軽微な変更にあつては、この限りでない。
 - イ 本工事費、付帯工事費、測量及び試験費、用地費及び補償費、機械器具費、営繕費の相互間の流用。
 - ロ 庁費、旅費の相互間の流用（ただし、食糧費の増額を除く）。
 - ハ 旅費及び庁費から、本工事費、付帯工事費、測量及び試験費、用地及び補償費、機械器具費、営繕費への流用。

- (2) 交付対象事業を中止し、又は廃止する場合においては、別記様式第3号により知事の承認を受けること。
- (3) 交付対象事業が予定の期間内に完了しない場合、又は交付対象事業の遂行が困難となった場合においては、別記様式第4号により速やかに知事に報告してその指示を受けること。
- (4) 交付対象事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに交付事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械及び器具について、知事が別に定める期間を経過するまで知事の承認を受けないで、この交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。
- (5) 交付対象事業により取得した前記(4)の財産を知事の承認を受けて処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (6) 交付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって当該施設の適正なる維持管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (7) 交付対象事業に係る歳入及び歳出を明らかにした交付金調書を別記様式第5号により作成し、当該歳入及び歳出について、証拠書類を整理し、かつ、当該交付金調書及び証拠書類を交付対象事業完了後5年間保管しておかなければならない。
- (8) 前記(1)から(7)によって付された条件に違反した場合には、この交付金の全部又は一部を取り消すことがある。

(状況報告)

第5 規則第10条の規定による報告は、別記様式第6号により翌月の5日までに提出するものとする。

(実績報告)

第6 規則第12条第1項の規定による交付対象事業実績報告書の様式は、別記様式第7号によるものとする。

2 規則第12条第1項の規定により交付対象事業実績報告書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 出来高設計書
- (2) 請負契約書(写し)
- (3) 収支決算書
- (4) 完成検査調書(写し)
- (5) 写真(着工前、竣工後)

(交付金の額の確定)

第7 知事は、規則第13条の規定による交付金の額の確定をしたときは、当該市町村に対して別記様式第8号により通知するものとする。

(交付金の概算払)

第8 交付対象事業者が規則第15条の規定に基づき、交付金の概算払いを請求する場合は、別記様式第9号によるものとする。

(繰越)

第9 交付金の交付決定を受けた交付対象事業は、当該年度内に完了しなければならない。ただし、交付の決定後やむを得ない事由により、当該年度内に竣工する見込がなくなった場合は、第4(3)の規定にかかわらず、2月末日までに別記様式第10号により知事に報告し、その指示を受けなければならない。

(財産処分の制限期間)

第10 規則第21条ただし書きの規定及びにより及び第4(4)に規定する知事が定める期間は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年9月26日政令第255号)第14条第1項第2号の規定により環境大臣が定める期間とする。

(書類の提出部数)

第11 この要綱により知事に提出する書類の提出部数については、各1部とする。

(その他)

第12 この要綱に定めるもののほか、交付金の交付等に関し必要な事項については、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成20年4月1日から施行し、平成20年度予算に係る交付対象事業交付金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該交付金に係る予算が成立した場合に、当該交付金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年4月27日から施行し、平成24年度予算に係る交付対象事業交付金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該交付金に係る予算が成立した場合に、当該交付金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年4月19日から施行し、平成25年度予算に係る交付対象事業交付金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該交付金に係る予算が成立した場合に、当該交付金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年5月15日から施行し、令和2年度予算に係る交付対象事業交付金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該交付金に係る予算が成立した場合に、当該交付金にも適用するものとする。